

事務連絡  
令和3年3月24日



関係各位

三重労働局労働基準部  
健康安全課長

じん肺管理区分決定申請におけるエックス線写真について（周知）

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

じん肺法に基づくじん肺管理区分の決定におきましては、同法の規定に基づきエックス線写真を用いることとされています。

電子媒体版のエックス線写真に関しては、医療用モニターを用いる等の一定の条件下でじん肺審査に活用することが可能であるとされているところでありますが、今般、三重労働局に医療用モニターが配備されたことから、電子媒体版のエックス線写真によるじん肺審査が可能となりましたので、お知らせします。

なお、電子媒体版のエックス線写真は下記の条件を満たすことが必要となっています。

また、従来どおりフィルムによる審査も可能となっています。

つきましては、会員、関係者等に対して周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

#### 記

- 1 別添 CR 撮像表示条件確認表、DR (FPD) 撮像表示条件確認表、じん肺健康診断等のための DR (FPD) 撮像表示条件を満たしていること。
- 2 ISO9660 に準拠した形式でフォーマットされた直径 12cm の光学ディスク (CD-R 等) であって、光学ディスクに収録されたビューワーソフトにより、収録された DICOM 形式の画像データ及び DICOM タグが適切に表示されることが確認できること。
- 3 DICOM タグの氏名、生年月日、年齢等の情報から、本人のものであることが確認できること。
- 4 光学ディスクは、コンピュータウイルス等の感染がないことが確認されたものであること。